

健康第 1191 号
令和 3 (2021) 年 1 月 15 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する催物（イベント等）の開催制限の追加に関する周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言の下、緊急事態措置を実施すべき区域に本県が指定されたことから、先日、本県における緊急事態措置等を決定したところですが、催物（イベント等）の開催制限に関し、協力依頼内容の明確化を行うため、第 43 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（書面開催）において、緊急事態措置以外の働きかけの追加を行うことを決定いたしました。

つきましては、貴団体員等に対し、別添「催物（イベント等）の開催制限」について周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

（ 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 028-623-2826 ）